

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間については、当時どのように納付したのかなど具体的な状況は覚えていないが、経営していた事業も軌道に乗っており、申立期間の3か月のみが未納のはずはないと考えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金保険料の納付状況から、特例納付や過年度納付により、一時期未納となっていた期間の保険料を納付しこの未納を解消しようとしていた姿勢がうかがわれ、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は短期間であり、その前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間の前後において、申立人の生活状況の変化は認められない。

さらに、申立人の申立期間直前の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料は50年5月28日に過年度納付されていることが確認でき、仮にその過年度納付に係る納付書が作成された時点において申立期間の国民年金保険料が未納であったとすれば、申立期間の保険料も含めた納付書が作成されたはずであり、申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとするのは不自然であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間については、当時どのように納付したのかなど具体的な状況は覚えていないが、経営していた事業も軌道に乗っており、申立期間の3か月のみが未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は短期間であり、その前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間の前後において、申立人の生活状況の変化は認められない。

また、申立人の申立期間直前の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料は50年5月28日に過年度納付されていることが確認でき、仮にその過年度納付に係る納付書が作成された時点で申立期間の国民年金保険料が未納であったとすれば申立期間の保険料も含めた納付書が作成されたはずであり、申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとするのは不自然であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの期間及び61年5月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年3月まで
② 昭和61年5月から62年3月まで

国民年金保険料については、私の給料を管理していた亡母が納付していた。具体的な納付方法等は承知していないが、私が会社を辞めた昭和54年4月から60歳に到達した平成16年までずっと亡母が国民年金保険料を納付しているのに、申立期間のみが未納となっているのは納得できない。

第3 判断の理由

申立人は、申立期間を除き、23年11か月の長期にわたって国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①及び②はともに短期間であり、その前後の国民年金保険料は納付済みである上、国民年金に加入後の申立人の住所や職業等に変更は無く、生活状況の大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間②については、その直前の昭和61年4月分の国民年金保険料は62年6月に過年度納付されており、経済的に問題が認められなかった申立人の母親が61年4月の保険料を過年度納付しながら、残る昭和61年度11か月分の保険料を納付していないとするのは不自然であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 19 日から同年 8 月 17 日まで
② 昭和 31 年 8 月 22 日から 37 年 9 月 26 日まで

A社(申立期間①)及びB社(申立期間②)における厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を受け取っているとのことであるが、B社を退職後直ぐに住所を移動しており、脱退手当金の支給請求をしていないことは確かであり、受け取った記憶も無いので、申立期間については厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い上、申立人の被保険者原票にも、脱退手当金を支給したことを表す「脱」の表示が無い。

また、申立人は、退職時に事務担当者から厚生年金被保険者証は再就職時に必要なもので、大切に保管するようと言われたことから、他の者に渡したことは無いと証言しており、現在も当該被保険者証を所持していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年5月から39年12月まで
私は、昭和37年6月ごろに町役場で国民年金の加入手続をし、納税組合による集金で保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和42年2月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人及びその妻は、国民年金手帳記号番号の払出時点において納付することが可能であった昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料を時効により納付することができなくなる間際の42年3月に過年度納付しているが、申立人にその記憶は無い上、申立人が主張している申立期間の国民年金保険料額は当時の保険料額と相違するなど、申立人の加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の妻も申立期間の国民年金保険料は未納であるなど、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 567

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から60年12月まで
昭和58年2月に勤務していた会社が倒産した後すぐに、私が市役所に行って国民年金と国民健康保険の手続をした。正確な金額は覚えていないが何万円もの金額の通知が届き、それが国民年金保険料だったのか、国民健康保険料だったのかはよく覚えていないものの、失業中のため一度に納付できないので分割にしてもらい、雇用保険の失業手当で納付した記憶がある。その後は、私が納付書により妻の分と一緒に銀行で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年4月7日に払い出されており、申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿には加入届の受理日とされる「63.3.7」や申立人の被保険者名簿が作成された日とされる「63.3.16」の記載があることから、申立人の国民年金の加入手続は63年3月に行われたと推察され、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の納付記録から、i) 国民年金の加入手続が行われた昭和63年3月の時点においてさかのぼって納付することが可能であった61年1月から62年3月までの国民年金保険料が63年4月に過年度納付されていること、ii) 昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料も63年4月に一括して納付されていること、iii) 申立人の国民年金保険料の納付日とその妻と一致しているのは63年4月以降の保険料であることが確認でき、申立人の国民年金保険料が初めて納付されたのは申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期と一致する63年4月からである。

さらに、申立人は一括して納付したのが国民年金保険料であったのか国民健康保険料であったのかが明確でないと述べているところ、一括納付した額やその後の定期的に納付を開始した時期、保険料額、納付頻度等に関する申立人

の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人の主張する納付が国民年金保険料であったことを特定できる事情は見当たらない上、申立人は、何万円もの金額の通知が届き、一括では納付できなかつたので、分割にしてもらったと述べているが、申立人の主張どおり会社を退職した後すぐに国民年金の加入手続を行ったのであれば、当時の現年度保険料の納付単位は3か月ごとであったため申立てのような一括請求は行われぬものであることから、申立人の主張は不自然さが見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年8月から43年2月まで

私は、昭和37年8月ごろに関連会社に異動したが、同社では社会保険の適用が無かったので、国民健康保険に加入し、併せて国民年金にも加入していたと思う。国民年金の加入手続及び保険料納付は妻が行っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年2月に払い出され、国民年金被保険者資格は昭和62年2月に取得されているが、申立人には別の国民年金手帳記号番号が、44年ごろに社会保険事務所の職権適用により申立人及びその妻と連番で払い出された後、申立人が厚生年金保険に加入していることが判明したため当該国民年金手帳記号番号が取り消されていることから、申立人は申立期間において国民年金の被保険者ではなかったと推察される。

また、申立人は職権適用により交付された昭和44年3月27日発行の国民年金手帳を所持しているが、同手帳に保険料納付の記録は無く、社会保険庁の記録において、当該手帳記号番号は欠番とされているほか、同手帳が発行された時点では、申立期間の大部分（昭和37年8月から41年12月まで）の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、関連会社に異動した直後の昭和37年8月ごろに申立人の妻が国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人が結婚したのは39年3月であり、結婚前に妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったとの主張は不自然であるなど、申立人及びその妻の国民年金の加入手続についての記憶は曖昧である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間は申立人の妻も未納であるなど、ほかに申立

期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から48年12月まで

私は昭和45年7月に第二子を出産した時、体調を崩して46年7月に会社を退職した。体調が少し回復した47年か48年ごろ、従前から気になっていた厚生年金保険から国民年金への切替手続について社会保険事務所に相談し、46年7月以降の国民年金保険料をさかのぼって納付することができると教えてもらい、金額は覚えていないが、後日、まとめて納付した記憶があるので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、49年1月31日に国民年金の被保険者資格(任意)を取得しているとともに、申立期間の大部分は任意加入の対象期間であったことから、当該任意加入対象の申立期間まで遡及^{そきゅう}して国民年金の被保険者になり得なかったところ、i) 特殊台帳には48年12月以前の欄には国民年金の未加入を示す「この月まで納付不要」の表示があること、ii) 申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿にも48年12月以前の納付記録欄には斜線が引かれていること、iii) 申立人が所持している49年5月30日発行の国民年金手帳には、社会保険庁の記録と一致する国民年金被保険者資格の取得日が記載され、昭和48年度の4月から12月までの欄は納付不要と表示されていることから、申立人は、申立期間において、国民年金の被保険者ではなかったことが確認できる。

また、申立人の加入手続を行った時期についての記憶は曖昧^{あいまい}である上、さ

かのぼって納付したとする国民年金保険料額も覚えていないなど、申立人の記憶は明確ではない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から平成 3 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から平成 3 年 2 月まで

私が 30 歳になった平成元年 12 月ごろ、市役所職員に自宅に来てもらい母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。その際に、昭和 54 年 12 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料 32 万 2,200 円を同職員に手渡して納付した。

また、申立期間のうち、平成 2 年 1 月から 3 年 2 月までの保険料は、口座振替により納付した。領収書は紛失しているが、納付したことは間違いないので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 3 月 24 日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推察されるが、この時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人がさかのぼって納付したとする金額も所要の国民年金保険料額と大きく相違しており、申立人及び国民年金の加入手続、保険料の納付を行ったとするその母親の記憶は曖昧である。

さらに、社会保険庁の納付記録から、申立人の平成 3 年 3 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料は 5 年 4 月 28 日に、4 年 4 月から 5 年 3 月までの国民年金保険料は、いずれも 5 年 4 月 30 日に収納されており、申立人が国民年金に加入して初めて納付した日がこの収納日であると確認できるところ、税理

士が保管する申立人の確定申告書を見ると、平成5年の同申告書には社会保険庁の納付記録に一致する国民年金保険料控除の記載があるが、昭和63年から平成4年までの同申告書にはその記載は無い。

加えて、申立人の母は平成2年1月以降の国民年金保険料を口座振替により納付したとしているが、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、口座振替の申込時期は5年4月21日と記録されている上、申立人の口座記録からも、当該期間における国民年金保険料の口座振替は確認できない。

その上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年3月まで

私は国民年金の制度発足のころ婦人会の役員をしており、役場から婦人会に国民年金保険料の集金を依頼され、婦人会による集金が始まったことを記憶している。

国民年金にはその時から加入して、婦人会の役員による集金で保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の子二人と連番で昭和53年11月10日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は特例納付によるほかは時効により納付することができなかつた上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者ではなかつたものと推察される。

また、社会保険事務所及び申立人が居住していた市が保管する記録から、申立人の昭和36年4月から44年3月までの期間及び51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料は、それぞれ、第3回特例納付及び過年度納付により、53年10月19日に一括して納付されているところ、その納付済み期間は304か月であることが確認でき、この特例納付及び過年度納付は申立人が年金受給権を取得するのに必要な保険料納付期間を満たすために行われたものと推察されるところ、申立人の主張どおり36年4月から国民年金に加入し、その保険料を納付していたとするなら、このようにまとめて国民年金保険料を納付する必要は無かつたものと考えられることから、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当時の婦人会の役員等から聴取しても申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されていたことが推認される証言は得られないなど、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から48年3月までの期間及び48年10月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から48年3月まで
② 昭和48年10月から50年9月まで

昭和44年ごろから現在の住所に転居した平成18年までの間、私は喫茶店を経営していた。その間に母親に勧められて国民年金の加入手続きをしたと思うが時期は覚えていない。国民年金保険料の納付も自分が行ったか母親が行ったか覚えていない。申立期間以降については保険料納付の記録があり、未納期間は無いので、申立期間についても納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立当初、「国民年金保険料は毎月自身で納付していた」としていたが、その後、「自身で納付したのか、母親が納付したのか覚えていない」と主張を変えるなど、申立人の申立期間当時の国民年金保険料納付に係る記憶は曖昧であるとともに、申立人の母親は既に死亡しており、当時の申立人の国民年金保険料納付の状況が確認できない。

また、申立期間は合計で70か月と長期間である上、申立人は、申立期間当時の納付方法や納付金額は不明であるとしており、申立期間同時に保険料納付が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年3月まで

昭和42年10月に会社の社宅に入居後、43年1月から同年4月ごろの間に、社宅の主婦4名と近くにあった市役所の支所へ行き、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を受け取り、国民年金保険料は自身で近くの郵便局で定期的に納付していた。

また、昭和44年7月に社宅を引っ越した後は、自身で市役所や銀行等で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和45年4月23日に国民年金被保険者資格の取得届を行い、任意加入として被保険者資格を取得しており、国民年金印紙の検認も45年4月分から記録されている。

また、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿に、申立人及び国民年金の加入手続を一緒に行ったとする社宅の主婦3名(申立人が申立てた4名のうち氏名が確認できた者)の記録は無く、国民年金保険料の納付記録も無い上、申立人の類似の氏名でも、申立人に該当すると思われる記録も無く、納付記録も見当たらないことから、申立期間当時、申立人の国民年金の加入手続が行われたものとは考え難い。

さらに、申立人は、「昭和43年1月から44年6月までの間は、近くの郵便局で定期的に国民年金保険料を納付していた」と主張しているが、当時居住していた市は、「国民年金保険料の収納事務を社会保険事務所に移管した平成14年までは、郵便局は当市における国民年金保険料の指定金融機関ではない」としていることから、申立期間当時、申立人は国民年金保険料を郵便局で納付す

ることはできず、申立期間当時に係る申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧^{あいまい}であると推認できる。

加えて、申立人は、昭和 44 年 7 月に社宅から引っ越した後、集金人へ国民年金保険料納付を始めた 45 年 4 月までは、申立人が市役所等で国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が所持している国民年金保険料領収記録から、45 年 4 月から同年 12 月までの間、申立人が市役所で国民年金保険料を納付していたものと推測でき、申立人の申立内容に不自然さが見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年3月まで

昭和39年12月に会社を退職後、実家の料理店を手伝っていた。40年10月ごろ、時期はよく覚えていないが、私が、市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料はまとめて市役所で納付した。その際、市の職員から「前年度分の保険料は市役所では収納できない」と言われたので、申立期間の保険料は別の納付書により納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、過年度保険料となる昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付書で納付したとしているが、社会保険事務所が保管する申立人の納付記録（オンライン記録）によると、申立人の38年2月から40年3月までの国民年金保険料は未納と記録されており、国民年金保険料（昭和40年4月から同年10月までの7か月分）の検認記録のある40年10月1日時点では、社会保険事務所から申立人に38年7月から40年3月までの過年度保険料（21か月分）の納付勧奨が行われるはずであり、申立人も申立期間のみの納付書を社会保険事務所に請求した記憶は無いとしていること、及び「未納期間があれば必ず納付しているはずである」としていることから、申立人が、申立期間の3か月分の国民年金保険料のみを納付したとする主張は不自然である。

また、申立人は、国民年金保険料の未納が発生しないように納付してきたと主張しているところ、申立期間の直前の未納期間（昭和38年2月から39年12月まで）について、申立人が申立人の主張のとおり保険料を納付していたとするならば、当該期間の納付申立を行わないのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月5日から29年7月21日まで
② 昭和29年9月25日から32年5月23日まで

A社(申立期間①)及びB社(申立期間②)における厚生年金保険加入間については、脱退手当金を受け取っているとのことであるが、受け取った記憶が無いので、申立期間については厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 15 日まで

中学を卒業後、学校の紹介でA社に入社し、農機具部品及び機械部品の型込め作業を行っていたが、申立期間について、厚生年金保険に加入していないこととなっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立期間当時の同僚に係る厚生年金保険の加入状況をみると、入社後資格取得するまでに1年ないし2年の期間を要している者がみられ、申立期間当時、申立てに係る事業所は試用期間を設け、同期間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立てに係る事業所に照会しても保存期間が経過しているため、関係書類は無く、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することができなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 372

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月1日から24年6月30日まで
② 昭和24年11月1日から25年3月31日まで

昭和21年8月から24年6月までの間、A村で吏員として公務全般業務に従事し、同役場を退職後数か月を経た24年11月にB社に採用され、61年3月まで勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、A村については、加入記録が全くなく、また、B社については、一部の期間について加入記録がない状況となっており、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主から提出された在籍期間証明書から、申立人が、申立期間にA村に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A村は、申立期間において、厚生年金保険の非適用事業所であった。

申立期間②については、申立人の同僚の証言から、申立人が、申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社における当時の申立人の同僚に係る厚生年金保険の加入状況をみると、入社後厚生年金保険被保険者資格を取得するまでに数か月の期間を要している者がみられ、申立期間当時、同社は試用期間を設け、同期間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立てに係る事業所に照会しても、関係書類は無く、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することができなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。
これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保
険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 373

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月11日から同年12月5日まで
昭和27年4月11日にA社に入社し、40年9月まで勤務した。申立期間中に妊娠及び体に変調を来し、病院で治療を受け、健康保険証を使った記憶があるので、厚生年金保険に加入していたと確信している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について、申立人の元同僚から具体的な証言は得られず、申立てに係る事業所は既に倒産しており、申立てに係る事実を確認できる人事記録等の関連資料は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 8 日から 38 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 37 年 9 月に近所の人の奨めや両親の希望で A 社に就職し、42 年 3 月まで勤務した。37 年 10 月の最初の給料日に上司から給与と一緒に健康保険証が手渡され、給与明細書に社会保険料の控除が記載されていたことを記憶している。しかし、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間としての記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立期間において、申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人と一緒に勤務していた同僚は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入するようにと社長から全従業員に通告されたことがあったが、その際、加入しなかった者もいた。」と証言している。

また、「自分は、A 社に申立人より前に入社した。」と述べている当該同僚は、昭和 43 年 4 月 6 日に厚生年金保険の資格を取得しており、当時、A 社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことも考えられる。

さらに、A 社が保管している経歴書には、従業員数は、昭和 37 年度末現在、86 名と記載されている一方、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険の整理番号の 37 年度末の最終番号が※※番であることから、従業員の中には厚生年金保険に加入していなかった者がいたと考えられる。

なお、申立期間において、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

私は、昭和 44 年 4 月に A 社 B 支店（厚生年金保険の適用は C 社）に就職し、同年 12 月末まで勤務した。仕事は化粧品のセット販売とお客様の肌のケアをする仕事であり、支店長、部長及び社員数名の名前を記憶している。当時、健康保険証をもらい、厚生年金保険料が給与から控除され、封筒に明細書と現金が入っていたことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人が記憶している上司及び同僚の記録が確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立人の元上司は、「お客の肌のケアや化粧品の販売をする美容部員は社会保険に加入させていたかどうか不明である。」としており、かつ、当該事業所の元事務員は、「美容部員は出入りが激しいので、社会保険に加入させていなかったのではないか。」と供述している上、美容部員の同僚は当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いことから、当該事業所は、美容部員であった申立人も同様に社会保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。